

2-5.インターンシップ

日本国内または国外で実施されるインターンシップ（本学の正規の授業として位置づけられているものを除く）に参加する場合は、下記学内手続きを行ってください。

1. インターンシップ参加届の提出

インターンシップ参加届に必要事項をご記入の上、プログラムディレクター（*博士課程学生は指導教員及びプログラムディレクター）の承諾を得たうえで（プログラムディレクターのサインが必要です）、教育支援課プログラム運営担当（PMT）に、少なくともインターンシップ開始日の2週間前までに提出してください。

（参加届様式は学生向けポータルサイトからダウンロードしてください。）

2. 保険への加入

スチューデントオフィスにて、次の付帯保険に追加加入してください。

- ・インターンシップ等賠償責任保険（学研災付帯賠償責任保険）（インターン賠）

3. インターンシップ終了報告

インターンシップ終了後、教育支援課プログラム運営担当（PMT）にて、インターンシップ参加申請書の終了報告欄にサインをしてください。